

授業料免除制度(本科4～5年生, 専攻科生)

(1) 授業料免除について

以下に該当する場合は、半期ごとに選考のうえ、授業料の全額（117,300円）又は半額（58,650円）を免除することがあります。

- ① 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者。
- ② 授業料の各期の納期前6月以内において、学生の学資を主として負担している者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が困難であると認められる者。

(2) 申請手順について

- ① 前期分は2月、後期分は夏季休業前に説明会を行います。免除申請希望者は、掲示版で日時等を通知しますので、説明会に必ず出席してください。
- ② 説明会で配布された資料に基づき、申請書類を整え、期限（前期分は4月上旬（所得証明書等の詳細書類は6月下旬）、後期分は10月上旬）までに学生係へ提出してください。
- ③ 提出された書類に基づき、選考を行います。結果は郵便により保護者へ通知します。
- ④ 授業料の免除が不許可とされた場合又は半額免除の許可をされた場合は、指定する日までに、納付すべき授業料を納付してください。

- * 前期免除申請時に、希望すれば後期分も併せて免除申請ができます。
この場合、前期申請時の家族・収入状況等に変更がなければ、後期分の申請書類は提出不要です。

担当係：学生課学生係（電話：0859-24-5023）